

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大西 一史

議案番号	区域	施設の名称	指定管理者	指定期間
議第173号	中央区、北区及び西区	<p>(1) 熊本市営住宅条例施行規則(平成10年規則第24号)別表第1各表団地名称の欄に規定する市営住宅(これらの市営住宅に係る共同施設を含む。)</p> <p>(2) 熊本市営住宅条例施行規則別表第2団地名称の欄に規定する市営改良住宅(これらの市営改良住宅に係る地区施設を含む。)</p> <p>(3) 熊本市営住宅条例施行規則別表第3団地名称の欄に規定する市営単独住宅</p>	<p>熊本市営住宅管理(中央・北・西)共同企業体 代表者 熊本市中央区辛島町4番35号 株式会社 明和不動産管理 代表取締役 川口 圭介</p> <p>熊本市中央区帯山4丁目18番1号 株式会社 キューネット 代表取締役 西川 尚希</p>	<p>自 令和2年 4月1日 至 令和7年 3月31日</p>
議第174号	東区及び南区	<p>(4) 熊本市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則(平成6年規則第71号)別表第1団地名の欄に規定する特優良住宅</p> <p>(5) 熊本市小集落改良住宅条例施行規則(平成22年規則第44号)別表各表団地名称の欄に規定する小集落改良住宅</p>	<p>熊本市営住宅管理センター 共同企業体 代表者 熊本市中央区九品寺2丁目6番57号 株式会社 コスギ不動産 代表取締役 小杉 周司</p> <p>兵庫県西宮市六湛寺町9番16号 日本管財 株式会社 代表取締役 福田 慎太郎</p>	<p>自 令和2年 4月1日 至 令和7年 3月31日</p>

(提出理由)

市営住宅、市営改良住宅、市営単独住宅、特優賃住宅及び小集落改良住宅の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。